

移動等円滑化取組計画書

2019 年 12 月

広島高速交通株式会社

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <p>バリアフリー法に基づく段差解消について、全駅で段差解消済みである（移動円滑化された経路となっている）。また、トイレのバリアフリー化（平成18年施行）は完了しているため、トイレのオストメイト（温水含む）の設置やカーテン仕切り設置などの是非について検討を行う。また、老朽化した車両については、車両更新を行う際にバリアフリー化（次駅案内表示装置の設置やドア開閉動作開始ランプ及び呼び鈴など）した車両への更新を順次行う。（2019年度）</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <p>①無人駅において、事前連絡又は、駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを導入する。</p> <p>②導入にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅のインターホンについて、ウェブサイトや駅で広報することにより、取組みの周知を行う。</p> <p>③また、仕組みの導入に伴い、乗降補助の連絡を受けた際に係員に対応できる研修を実施する。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	バリアフリー化(次駅案内表示装置の設置やドア開閉動作開始ランプ及び呼び鈴など)へ対応した新型車両を1編成導入する。 (2019年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前連絡又は、駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを導入する。
長期間に及ぶエレベータ更新工事中の旅客対応	エレベータ更新工事に伴い長期間使用できない場合、工事駅～隣接駅間でタクシーによる振替輸送を実施。工事駅、隣接駅には警備員を配置し、旅客対応を実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの利用に当たっての事前連絡や、駅内のインターホンを利用しての乗降補助サービスが利用できる事について、ウェブサイトや駅で広報し、周知する。
車内案内表示器の設置	新型車両の導入から、車内の乗降口上部に降車駅バリアフリー情報（エレベータ位置など）の表示が可能となる。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	採用時及び年間計画において接遇研修を実施する。 (駅マニュアル【交通弱者対策や交通弱者の施設整備】及び交通事業者向け接遇ガイドライン・研修モデルプログラム(国土交通省)に準拠した研修を行う。)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

職員のバリアフリーに対する理解度を図るべく講習を行うとともに、会社内の次年度以降の教育訓練等の検討材料とする。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	なし	

V その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の長期計画に組込むよう、今後検討をおこなう。
--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。